

**「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取り組み」
に関する周知ポスターの掲示について**

国土交通省では、技能労働者への適切な賃金水準の確保等に向けた取り組みについて、周知徹底の一層の強化を目的に、新労務単価の対象となっている直轄工事（平成25年11月以降の契約工事）の現場において、この取り組みに関する周知ポスターを掲示しています。

本市におきましても、国の取り組みに関する趣旨を元請業者（受注者）の皆様に一層ご理解していただくことと併せ、工事現場で働く労働者の方々に周知していただくことを目的に、平成26年7月1日以降に本市が発注した建設工事におきまして、国が作成した周知ポスターを掲示していただくことといたしました。

つきましては、下記の方法により周知ポスターを出力し、作業現場の見やすい適切な場所に掲示してください。

なお、工事によっては掲示できない場合もありますので、その場合には状況に応じた周知方法で対応してください。

記

1 対象工事

平成26年7月1日以降に本市が発注した建設工事

2 出力方法

別添の周知ポスターをA3サイズ、カラーで出力

3 掲示方法

作業現場の見やすい適切な場所に掲示してください。具体的には、掲示板あるいは朝礼や終礼等で労働者の方々が集まる場所などに掲示してください。

なお、掲示することが物理的に不可能な工事については、その状況に応じた周知方法で対応してください。